

岩手県告示第497号

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）第10条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定する。

令和元年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定番号	種 類	名称等	発行所名	指定理由
31-22	雑誌	裏モノ J A P A N 2020年1月号	株式会社鉄人社	著しく青少年の性的感情を刺激し、粗暴な行為若しくは残虐な行為を誘発し、若しくは助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、その健全な成長を阻害するおそれがある。
31-23	〃	週刊実話ザ・タブー 週刊実話増刊1月11日号	株式会社日本ジャーナル出版	
31-24	〃	実話BUNKAタブー 2020年1月号	株式会社コアマガジン	
31-25	〃	実話ナックルズ 月刊2020年1月号	株式会社大洋図書	
31-26	書籍	世界の絶望百景	株式会社鉄人社	